

維持管理計画書

維持管理について下記のとおりとする。

1. 埋立地の外に一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭が発生しないように周辺にネットフェンスの設置、堰堤以上の埋立て禁止、ごみ搬入後速やかに覆土を実施する。
2. 火災の発生を防止するため焼却灰は十分に水等を含ませるとともに、火災の発生原因となるごみは埋め立てない。また、日々の監視の徹底を図るとともに消火栓の設置と消火器の配置をする。
3. 害虫等の発生防止については、定期的に薬剤散布等を実施する。
4. 立入防止のため周辺にネットフェンスの設置し、進入口は作業終了後に施錠をする。
5. 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書き替えその他必要な措置をする。
6. 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置をする。
7. 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合は、速やかにこれを回復するために必要な措置をする。
8. 定期的に周辺の地下水の水質検査をする。
水質検査は、最終処分場の遮水工が機能し、周縁の地下水等への汚染が生じていないことを確認するために行う。
水質検査を行う地下水については、最終処分場の周縁の観測井 2 箇所から採取する。
水質検査の頻度は、基準省令によるものとし、参考として別表 1「地下水等水質基準及び測定回数一覧表」に現在の基準を示す。
9. 電気伝導率または塩化物イオン濃度の測定は、月に一回以上実施し、水質の変動を十分に把握する。
電気伝導率または塩化物イオン濃度が明らかに上昇する等異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目の測定を行う。
10. 地下水等の水質の悪化が認められた場合には、電気伝導率または塩化物イオン濃度を速やかに再度測定するとともに、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入の中止等の生活環境の保全上必要な措置を講じる。また、

地下水等の水質の悪化が認められたことを愛知県知事に連絡する。

11. 浸出液処理施設の維持管理について専門業者に委託し、水質検査等全ての管理をする。
12. 浸出液処理施設の機能の状態を定期的に点検し、破損や機能不良、薬剤不足が判明した場合は、補修、改良、補充等を行う。また、放流水の水質検査の結果、排水基準を超える恐れがある時は、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに必要な措置を講じる。
水質検査の頻度は、基準省令によるものとし、参考として別表2「放流水水質基準及び測定回数一覧表」に現在の基準を示す。
13. 埋立て地外周に側溝を設置して雨水が流入しないよう施工し、定期的に点検を実施する。
14. 側溝その他施設の機能を維持するため、必要な措置をする。
15. 埋立て地から発生するガスを排除する。
16. 埋立て処分が終了したときはその表面を50cm以上覆土し、開口部を閉鎖する。
17. 維持管理記録を作成し、5年間保存する。
18. 埋立ての終了後必要な調査点検を実施し、必要な措置を実施してから閉鎖する。